

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

平成29年5月17日

今治市監査委員 川口 義輝  
同 藤原 秀博

監査対象機関	監査結果報告書の日付
総務部 契約課	平成29年3月29日
<p>各工事共通事項 (監査の結果) (指摘事項)</p> <p>1 工事履行報告書については、「請負工事の提出書類及び施工等における注意点」で「特記仕様書に条件明示された工事において作成する」と指示されているが、取扱いについて統一されたい。また、履行報告書の提出を不要とした工事では、監督員が直接現場で履行状況確認を実施しているが、その立会記録を残すよう検討されたい。</p>	
<p>(措置の内容) (指摘事項)</p> <p>1 工事履行報告書を提出させる工事については、特記仕様書で示して、改善に努めたい。履行報告書を提出させていない工事については、監督員が必要であると判断する場合は、「工事打ち合わせ簿」により請負者に報告する様に今後、検討いたしたい。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
農水港湾部 港湾建設課	平成 29 年 3 月 29 日
<p>今治港内港物揚場 (-3.0m) 改修工事</p> <p>(監査の結果)</p> <p>(指摘事項)</p> <p>1 「請負工事の提出書類及び施工等における注意点」にある施工計画書を作成するうえでの注意点が遵守されていないため、請負者に周知徹底されたい。</p> <p>(意見)</p> <p>1 特記仕様書で指示された照査技術者は配置されていたが、業務計画書に照査計画書が未記載であったため、請負者を適切に指導されたい。</p> <p>2 地盤改良工は愛媛県土木工事施工管理基準にある土木工事共通編の「地盤改良工」を使用しているが、港湾編の「締固め工」を採用されたい。また、穿孔掘削工、水路工及び舗装工の出来形管理基準についても明記されたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>(指摘事項)</p> <p>1 請負者に以下の内容を周知徹底した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工計画書の表紙に工事名、会社名、工事場所、作成日を記載すること</li> <li>・施工方法に作業時間及び休日を記載すること</li> </ul> <p>(意見)</p> <p>1 特記仕様書に、以下の内容を追記した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・照査業務は照査技術者を配置し、照査計画書を作成すること</li> </ul> <p>2 特記仕様書に、以下の内容を追記した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤改良工は、「愛媛県土木工事施工管理基準（港湾編－締固工）」により出来形管理を行うこと。</li> <li>・先行掘削工、水路工及び舗装工は「土木施工管理基準(愛媛県)」により出来形管理を行うこと。</li> </ul>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
上下水道部 下水道業務課 (下水道工務課)	平成 29 年 3 月 29 日
<p>富田縦貫線公共下水道工事</p> <p>(監査の結果)</p> <p>(指摘事項)</p> <p>1 「請負工事の提出書類及び施工等における注意点」にある施工計画書を作成するうえでの注意点が遵守されていないため、請負者に周知徹底されたい。</p> <p>(意見)</p> <p>1 推進工について、「土木工事共通仕様書 下水道管渠編小口径推進工 測量、計測」及び下水道管渠の検査基準では、基準高、マンホール間延長、中心線のずれ等が記載されており、出来形管理基準に偏心（水平方向）の基準を明記されたい。</p>	
<p>(措置の内容)</p> <p>(指摘事項)</p> <p>1 工事発注後、請負者に「請負工事の提出書類及び施工等における注意点」にある施工計画書を作成するうえでの注意点を再読し遵守するよう指導する。</p> <p>(意見)</p> <p>1 今治市の土木工事施工管理基準の出来形管理基準（第12編 下水道管渠編）に推進工における中心線の変位（水平）の基準を追記したい。当面は、特記仕様書に明記し対応することとする。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
教育委員会事務局 体育振興課 (都市建設部 公園緑地課)	平成 29 年 3 月 29 日
市営スポーツパークグラウンド舗装工事 (監査の結果) (指摘事項) 1 「請負工事の提出書類及び施工等における注意点」にある施工計画書を作成するうえでの注意点が遵守されていないため、請負者に周知徹底されたい。	
(措置の内容) (指摘事項) 1 指摘のあった注意点（施工実施上の留意事項として作業時間及び休日等の記載、作業員の労働災害防止を図るための休憩）について指導を行いました。今後、市発注工事においては、「施工計画書を作成するうえでの注意点」を遵守した施工計画書を作成するよう周知徹底、指導します。	
監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
水道部 水道総務課 (水道工務課)	平成 29 年 3 月 29 日
星浦配水池築造工事の内配水池その他工事 (監査の結果) (指摘事項) 1 「計画工程表」に種別、細別の記載が無く、また土質調査が記載されていないため、改善されたい。	
(措置の内容) (指摘事項) 1 工程表について、種別、細別ごとの工程、及び工事に付随して行う土質調査の工程についても記載するよう指導しました。	